

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 鳥取県企業経営者見通し調査要綱(統計課)

国土調査の成果の認証(農村整備課)

木材業者の登録の変更(林務課)

基本測量の実施(管理課)

土地区画整理事業計画の変更の認可(都市計画課)

◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等の一部改正

告 示

鳥取県告示第七百十五号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)の規定に基づき、鳥取県企業経営者見通し調査を次の要綱により平成六年二月一日から行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成五年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業経営者見通し調査要綱

一 調査の目的

この調査は、鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、企業経営者の景気及び経営に対する判断及び見通しを調査し、景気の動向の把握のための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、知事が別に定める方法によって抽出した事業所について行う。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 事業所の名称、所在地及び事業の内容
- 2 業界の景気動向の判断及び見通し
- 3 売上高の増減及びその要因の判断及び見通し
- 4 経常利益の増減及びその要因の判断及び見通し
- 5 生産設備の過不足の判断(製造業に限る。)
- 6 設備投資の実施状況及び実施予定
- 7 在庫水準の判断及び見通し(製造業及び・卸小売業に限る。)
- 8 生産数量の増減の判断及び見通し(製造業に限る。)
- 9 資金繰りの判断及び見通し
- 10 企業経営上の問題点

11 売上高に占める輸出の割合

四 調査の期日

この調査は、二月、五月、八月及び十一月の各調査月の一日を調査基準日として行う。

五 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

六 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査月の十日までに知事に提出するものとする。

鳥取県告示第七百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成五年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
気高郡気高町	平成三年度及び平成四年度	気高町（大字宝木の一部）の地籍簿及び地籍簿	気高郡気高町大字宝木の一部	平成五年八月三十日

鳥取県告示第七百十七号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録を変更したので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

平成五年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	登録年月日	名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	登録年月日
八木第2号	平成5年4月1日	石谷本業株式会社 定置場支店 藤原幸男	代表者の氏名	藤原幸男	河村 博	平成5年6月22日

鳥取県告示第七百十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量(一等磁気測量)
- 二 作業期間 平成五年十一月十一日から同月二十一日まで
- 三 作業地域 東伯郡三朝町

鳥取県告示第七百十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、米子市両三柳土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年九月三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 組合の名称 米子市両三柳土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成三年九月六日から平成十一年三月三十一日まで
- 三 施行地区 米子市両三柳字三保向ヒの一部
- 四 事務所所在地 米子市加茂町一丁目一 米子市都市開発部区画整理課内
- 五 設立認可の年月日 平成三年九月二日
- 六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで
七 公告の方法

米子市役所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

八 変更認可の年月日

平成五年八月二十七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定等について)の一部を次のように改正する。

平成五年九月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

二の表鳥取県立母来寮の項の次に次のように加える。

ケアハウスみどり園

東伯郡東伯町大字八橋一九三七